

# 衆議院財務金融委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 4 月 25 日（火）、第 16 回の委員会が開かれました。

- 1 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出第 1 号)
- ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、木原内閣官房副長官、和田内閣府副大臣、井上財務副大臣、井野防衛副大臣、木村防衛大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
- (参考人) 日本銀行総裁 植田和男君  
国家公務員共済組合連合会理事長 松元崇君
- (質疑者) 野田佳彦君(立憲)、櫻井周君(立憲)、福田昭夫君(立憲)、米山隆一君(立憲)、藤岡隆雄君(立憲)、道下大樹君(立憲)、階猛君(立憲)、住吉寛紀君(維新)、岬麻紀君(維新)

(質疑者及び主な質疑事項)

## 野田佳彦君(立憲)

- (1) 予算委員会におけるトマホーク購入に関する審議経過に見られるように、単価及び数量を明らかにせずに予算審議が成り立つのかという指摘に対する大臣の所見
- (2) 自衛隊の人員確保策
- ア 自衛隊の定員の充足率
  - イ 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の充足率
  - ウ 任期自衛官の採用人数が計画の半分以下になっている原因についての政府の見解
  - エ 自衛隊の人的基盤がぜい弱であるという危機感に対する政府の認識
  - オ 「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会」のメンバー構成、結論を得る期限及び議論の具体的方向性
  - カ 現役自衛官の実情を知る元自衛官等を上記オの検討会のメンバーに入れてはどうかとの提言に対する政府の見解
- (3) 防衛力強化のために必要な財源の確保策
- ア 戦後初めて防衛関係費を建設国債の発行対象とした理由及び財政規律を守るための原則を変更したことに対する大臣の所見
  - イ 税制措置の税目が法人税、所得税、たばこ税の 3 税とされた理由
  - ウ 増税の開始時期が明記されていないのは国民への説明責任を果たしていないとの指摘に対する大臣の所見
  - エ 復興特別所得税の課税期間の延長は被災地と将来世代から理解を得られないとの指摘に対する大臣の所見
  - オ 歳出改革の具体的内容

## 櫻井周君(立憲)

- (1) 防衛省予算の執行改善
- ア 有償援助(FMS)調達において納入予定日を経過しても防衛装備品の納入が完了しない事例数及びその金額、装備品納入後の精算が完了していない事例数及びその金額並びに納入後 2 年を経過しても精算が完了していない事例数及びその金額
  - イ FMS 調達において未納入や未精算が生じる要因
  - ウ 予算査定を担う財務省が厳格に FMS 調達を管理監督する必要性
  - エ 自衛隊の運用に支障を来すと会計検査院から指摘された FMS 調達に係る課題が解消されなければ、防衛費増が防衛力強化につながらない懸念
  - オ 防衛省予算に対する予算執行調査の実施状況及び網羅的な調査の実施の必要性

- カ 令和5年度の防衛省予算執行に対する財務省による精査の有無
- (2) 国際通貨基金（IMF）の対日4条協議報告書（2023（令和5）年3月30日）
  - ア 日本語訳の有無及び国内で内容を共有するために財務省として日本語訳を作成する必要性
  - イ 財務大臣及び日銀総裁が同報告書を読んだか否かの確認
  - ウ 将来的な短期金利引上げやイールドカーブ・コントロール見直し等の金融政策に係る提言に対する日銀総裁の見解及びそれらの提言を採用する予定の有無
  - エ 賃金の上昇とともに高インフレになった場合等の将来における金融政策の見直しに対する日銀総裁の見解
  - オ 防衛力強化に係る歳出増加圧力、高水準の政府債務残高対GDP比、予算シーリングの機能不全等の財政に関する指摘についての大臣の受止め
  - カ 世界第3位の経済大国である日本が財政危機を回避する責任に対する大臣の見解
- (3) 日本国債に対する信認
  - ア 大規模な国債買入れを行っている日銀が金融政策を変更した際に国債による資金調達が行き詰まる懸念
  - イ 国債発行額が高水準で、短期債の割合が高い現状における金利変動リスクに対する財務省によるシミュレーション
  - ウ 予定通りに国債発行ができない場合に最優先で予算計上すべき科目

**福田昭夫君（立憲）**

- (1) 自らの国は自ら守るという当事者意識を国民全体で共有するための施策
- (2) 日米地位協定を平等なものへと改定する考えが政府にあるか否かの確認
- (3) 「失われた30年」の経済停滞は政府の経済財政運営の失敗であり、財務省をリードできなかった政府や、政府をリードできなかった政党・政治家の責任であるとの見方に対する大臣の見解
- (4) 多額の債務残高を抱えながら我が国が財政破綻しない理由
- (5) 貿易収支の赤字額が所得収支の黒字額を上回っても続けられる過度の円安政策と異次元の金融緩和に対する日銀総裁の見解
- (6) 経常収支が赤字となり国債発行が難しくなると財政だけでなく経済も立ち行かなくなるとの指摘に対する大臣の見解
- (7) 日本は専守防衛の原則を超えて米国との連携強化により反撃能力を行使するのか否か、及び台湾有事において日米は連携強化するのか否かの確認

**米山隆一君（立憲）**

- (1) 日銀による金融政策
  - ア 平成10年からの25年間、物価が継続的に下落する状態という意味でのデフレであったか否かについての日銀総裁の所見
  - イ 総務省が令和5年4月21日に公表した消費者物価指数（CPI）によると「生鮮食品を除くCPI及び生鮮食品及びエネルギーを除くCPI」が3%超えであるにもかかわらず、日銀展望レポート（令和5年1月）の同CPIの見通しが令和5年内に約2%まで下がるとした理由
  - ウ 上記イの見通しに日銀による金融緩和と政策の影響が含まれていないとする理由
  - エ 物価上昇率が3%台であるにもかかわらず2%に安定させるために金融緩和と政策を続ける理由
  - オ 上記イの見通しが外れ、年末にかけて物価上昇率が3%からさらに上昇した場合の対応
- (2) 防衛力強化の財源確保に伴う外国為替資金特別会計（外為特会）の剰余金の繰入れ
  - ア 外為特会の剰余金の防衛財源又は防衛力強化資金への繰入れの仕組み

- イ 外為特会から一般会計への剰余金の繰入れを前倒してまで今後5年分の防衛力強化税外収入を一度に確保する理由
  - ウ 令和5年3月末時点の保有外貨資産の内訳及び当該外貨資産に係る外貨収入を一般会計に繰り入れる仕組み
  - エ 今般の剰余金の繰入れを行った場合の令和5年度末時点における保有外貨資産に対する外国為替資金への組入累計額の割合
  - オ 外貨運用収入を一般会計に繰り入れる際の円貨を政府短期証券の発行により調達することは、結果として国債で防衛費を賅っているだけであり、財源は確保されていないとの意見に対する大臣の見解
  - カ 我が国の金利が上昇した場合には、低金利の円建て負債を原資として高金利の外貨建て資産で運用する円キャリートレードの仕組みがうまく機能しなくなることから、金融政策が為替介入を縛ることにつながるのではないかとの指摘に対する大臣の所見
- (3) 財政投融资特別会計における財政融資資金勘定に貸倒れリスクがないことの確認及び損失が生じた場合の処理方法

**藤岡隆雄君(立憲)**

- (1) 令和5年4月13日の北朝鮮による弾道ミサイル発射時における全国瞬時警報システム(Jアラート)の発令
- ア 同ミサイルが北海道に落下する可能性を防衛省が探知した後、即座に当該事実を内閣官房に情報伝達をしたかの確認
  - イ 防衛省からの情報共有があったにもかかわらず、内閣官房がJアラートを発令しなかった理由
  - ウ レーダーから消失する前に内閣官房が情報伝達を受けたことの確認
  - エ レーダーから消失後、次に探知するまでの間に我が国の領土・領海に落下しないという確信の有無
  - オ 同ミサイルがレーダーから消失した理由
  - カ 同様の事象が起きた際に最初に探知した段階でJアラートが発令されることの確認
  - キ 領土・領海に落下する可能性があってもJアラートが発令されない可能性
  - ク Jアラート発令から落下推定時間までにミサイルの迎撃が可能であることの確認
  - ケ 弾道ミサイルに対しレーダー等による継続的な探知、追尾能力を我が国が有していることの確認
- (2) 歳出改革
- ア 防衛財源確保法案に歳出改革を担保する規定を設けなかった理由
  - イ EBPM(証拠に基づく政策立案)の手法を取り入れた新たな行政事業レビューを令和5年度中に導入する必要性及び全事業に対し導入する時期
- (3) 決算剰余金
- ア コロナ禍の令和2年度における4.5兆円を含む剰余金の平均額が上振れることや期間を長期化すると平均額が低下することを踏まえると、決算剰余金を防衛財源に充てるのは見立てが甘いとの意見に対する大臣の所見
  - イ 令和2年度における税収見積りりの困難性を考慮すると同年度の剰余金額が特殊であったとの意見に対する政府の見解
  - ウ 税収見積りりの精度向上に向けた政府の決意

## 道下大樹君（立憲）

### （１） クレディ・スイス発行のＡＴ１債

- ア クレディ・スイス発行のＡＴ１債が無価値となったことに係る訴訟において、原告に日本の個人又は法人が含まれているか否かの確認
- イ 上記アについて金融庁からスイス当局又は司法機関若しくは日本の金融機関への照会の可否
- ウ 日本において金融機関の合併や公的支援により当該金融機関の発行する社債が無価値となった事例の有無
- エ 上記アの訴訟に対する大臣の所見及び日本の金融機関による今後のＡＴ１債の発行・販売への影響

### （２） 防衛財源確保法案

- ア 新たなミサイルが防衛力の強化に必要であると財務省が認識するに至った防衛省による説明内容
- イ 防衛省「新たな重要装備品等の選定結果について」（令和５年１月２３日）ではライフサイクルコストが明記されていなかった装備品について、同資料公表後における防衛省から財務省への説明内容
- ウ 予算編成後に判明した上記イのライフサイクルコストの妥当性について、財務省による精査の有無
- エ 短距離ミサイルを搭載してきたイージス艦に長射程のトマホークを搭載して運用することに要する初期費用及びライフサイクルコストについての防衛省から財務省への説明内容
- オ 国債発行による戦費調達が高インフレを招いた歴史的教訓を踏まえても、本法案の成立により高インフレが起こらないと断言する論拠
- カ 従来認めてこなかった建設国債を防衛費に充てることの是非
- キ 外国製の防衛装備品等の購入により後年度負担額が当初見込額よりも増額するとの懸念を踏まえた、令和１０年度以降の後年度負担額及びその財源
- ク 必要性の低い基金等を創設してきたことの是非及びそれらの基金等が利用されていないこと等を理由に国庫納付させ防衛財源とするものの妥当性
- ケ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症対策予備費を減額補正して国債償還に充てるべきとの指摘に対する政府の見解

## 階猛君（立憲）

### （１） 任期制自衛官の採用

- ア ロシアのウクライナ侵攻で武力行使の現実感が増していることにより自衛隊が忌避される傾向にあるとの報道に対する政府の認識及び採用数向上の方策
- イ 武力紛争に巻き込まれるおそれのない自衛隊組織の在り方について調査・検討する意向の有無

### （２） 国家公務員共済の年金運用資産

- ア 令和４年度末時点での中国国債への投資残高
- イ 上記アについて、アクティブ運用とパッシブ（インデックス）運用の内訳
- ウ 上記ア及びイの数値を前回の質問時に回答しなかった理由
- エ 情報開示の真摯な対応を所管団体に徹底させることについての大臣の見解
- オ 中国国債を組み込んだ投資を行っている理由及び今後の運用方針
- カ アクティブ運用を前年度から６．７倍増やした理由
- キ 自衛官からの拠出金も含まれる資金で中国の軍事力増強につながる可能性のある中国国債を購入することの是非
- ク 現在の運用方針を今後も変えるつもりがないことの確認
- ケ 法令上の「被保険者の利益」に自衛隊員の安全保障上の利益が含まれているか否かの確認

- コ 安全保障戦略の観点から資産運用方針を作るべきとの意見に対する大臣の見解
- (3) 反撃能力
  - ア 報復を行うものではないとする「反撃」の意味
  - イ 我が国が報復攻撃を行わないと分かっているならば相手国が攻撃を思いとどまる抑止力にならないのではないかとの意見に対する政府の見解
  - ウ 反撃能力を持つことで米国の有事に巻き込まれるリスクが大きくなるという懸念
  - エ 専守防衛を万全にするための方策に優先的に取り組むべきとの意見に対する政府の見解
- (4) 防衛財源確保法案
  - ア 令和5年度において防衛財源として確保した4.8兆円が大臣の言う「最大限の努力」の結果であることの確認
  - イ 歳出改革や決算剰余金の活用を本法案に盛り込まなかった理由
  - ウ 上記イにより見込みどおりの財源が捻出できなかった場合の国民負担増の有無
  - エ 必要な財源を全て条文に盛り込んだ復興財源確保法と異なりごく一部の財源しか盛り込まなかった理由
  - オ 決算剰余金や歳出改革について本法案に盛り込むべきとの意見に対する大臣の見解
  - カ 上記オの内容は閣議決定を行っているから十分ということであれば、本法案は不要であるとの意見に対する大臣の見解
  - キ 増税も含めたパッケージで法案を提出すべきとの意見に対する大臣の見解

#### 住吉寛紀君（維新）

- (1) 防衛力強化のために必要な財源の確保策
  - ア 令和9年度以降の防衛戦略及び財源確保に対する政府の見解
  - イ 税制措置の施行時期を「令和6年度以降の適切な時期」とした理由
  - ウ 消費者物価上昇率の観点から来年度以降の歳出削減にいて基準となる年度
  - エ 恩給関係費の自然減を歳出改革により確保した財源と解釈することの妥当性
  - オ 税収の増加分を防衛費確保のための財源として扱わない理由
  - カ 防衛財源確保の観点からの「歳入庁」創設に対する政府の見解
  - キ 政府関係機関の株式売却益で防衛費を賄うべきとの意見に対する政府の見解
  - ク 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う同対策予算の余剰分を防衛費に充当すべきとの意見に対する政府の見解
  - ケ 外為特会の適正規模及び同特会から防衛費へのさらなる繰入れの是非
  - コ 国が保有する基金の余剰分を防衛費に充当すべきとの意見に対する政府の見解
  - サ 国債の60年償還ルールを一時的に撤廃して国債整理基金特別会計への定率繰入れ分を防衛費に充当すべきとの提言に対する政府の見解
- (2) 国家安全保障上重要な土地等の取引規制をさらに厳格化する必要性

#### 岬麻紀君（維新）

- (1) 防衛財源確保のための増税方針
  - ア 増税で国民に負担をお願いするのであれば、政治家自らが身を切る覚悟を示す必要があるとする見解に対する大臣の所見
  - イ 政治家の既得権益にメスを入れず先に国民に負担を強いるのは順番が逆であるとする指摘に対する大臣の所見
  - ウ 調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）の改革を先送りしている中で国民に負担を求めるのでは国民の理解を得るのは難しいとする指摘に対する大臣の所見

(2) 防衛財源確保のための法人税の付加税

ア 租税特別措置の見直し

a 令和5年度税制改正において新設された租税特別措置及び同税制改正による同措置の新設・廃止・縮減による増減収見込額

b 同措置の適用実態調査について、行政事業レビューに倣い外部有識者の点検を実施するべきであるとする見解に対する政府の所見

イ 付加税の4～4.5%という税率は、法人実効税率が1%程度の増加になるように決定されたか否かの確認

ウ 付加税の対象となる法人のうち租税特別措置の適用を受けている法人の大まかな割合

エ 租税特別措置で減免がなされる法人を法人税の付加税の対象とするような連携は行っていないとする根拠

オ 法人税増税の実施時期が不透明であることが企業の賃上げの姿勢に負の影響を与える懸念

(3) 防衛費増額及び少子化対策に係る財源確保

ア こども未来戦略会議における議論

a 防衛財源の確保と同様に子ども・子育て政策の安定財源確保のための特別措置法を検討しているか否かの確認

b 防衛財源の確保には特別措置法を制定する一方で、同様に重要かつ継続的に必要な子ども・子育て政策の財源の確保には特別措置法を検討しない理由

イ 将来不安を解消し家計の消費を効果的に引き出すための具体的な対応

ウ 国民が資金をため込むあるいは消費を抑える原因についての大臣の認識

エ 国民負担の在り方や財政持続性の将来像を定めることなく国民負担を増やし続けるべきではないとの指摘に対する大臣の所見